

標準化関連の取り組み

平成30年12月

経済産業省

国際標準をめぐる環境変化と求められる対応

- **第四次産業革命であらゆるものが「つながる」時代に（モノ～サービス～システム～……）**
 - 社会実装の要件として、ビジネス着想段階から標準化を意識する必要性（対象、意義の変遷）
- **企業活動そのものの評価のための標準の増加**
 - SDGs関連のサステナブルファイナンスやサーキュラーエコノミーなどもISOにて議論中
 - 自社の事業領域に直接関わらないと軽視すれば、欧州等に有利な形でルールが形成されるおそれ
- **地球規模での官民挙げた「ルール形成競争」の激化**
 - ルール形成への関与の巧拙が企業経営にも大きな影響

官民連携による戦略的対応が必要

- **政策面では、上記の環境変化を踏まえ先の通常国会で14年ぶりにJIS法を改正。**
 - ✓ 来年7月の本格施行に向けた準備、サービス等新規標準化案件の発掘／立案、標準化人材の育成支援等を引き続き実施。
- **企業・産業界、国研、大学等に対しても、あらゆる機会を通じ、より積極的な関与、活動を促していく。**
 - ✓ 国際標準原案の開発・提案や、国際標準化に必要な日本工業規格（JIS）の開発等を支援。
 - ✓ 標準化の戦略的活用に関する啓発・情報提供、次世代標準化の人材育成も実施。

標準化をめぐる環境変化（対象、意義の変遷）

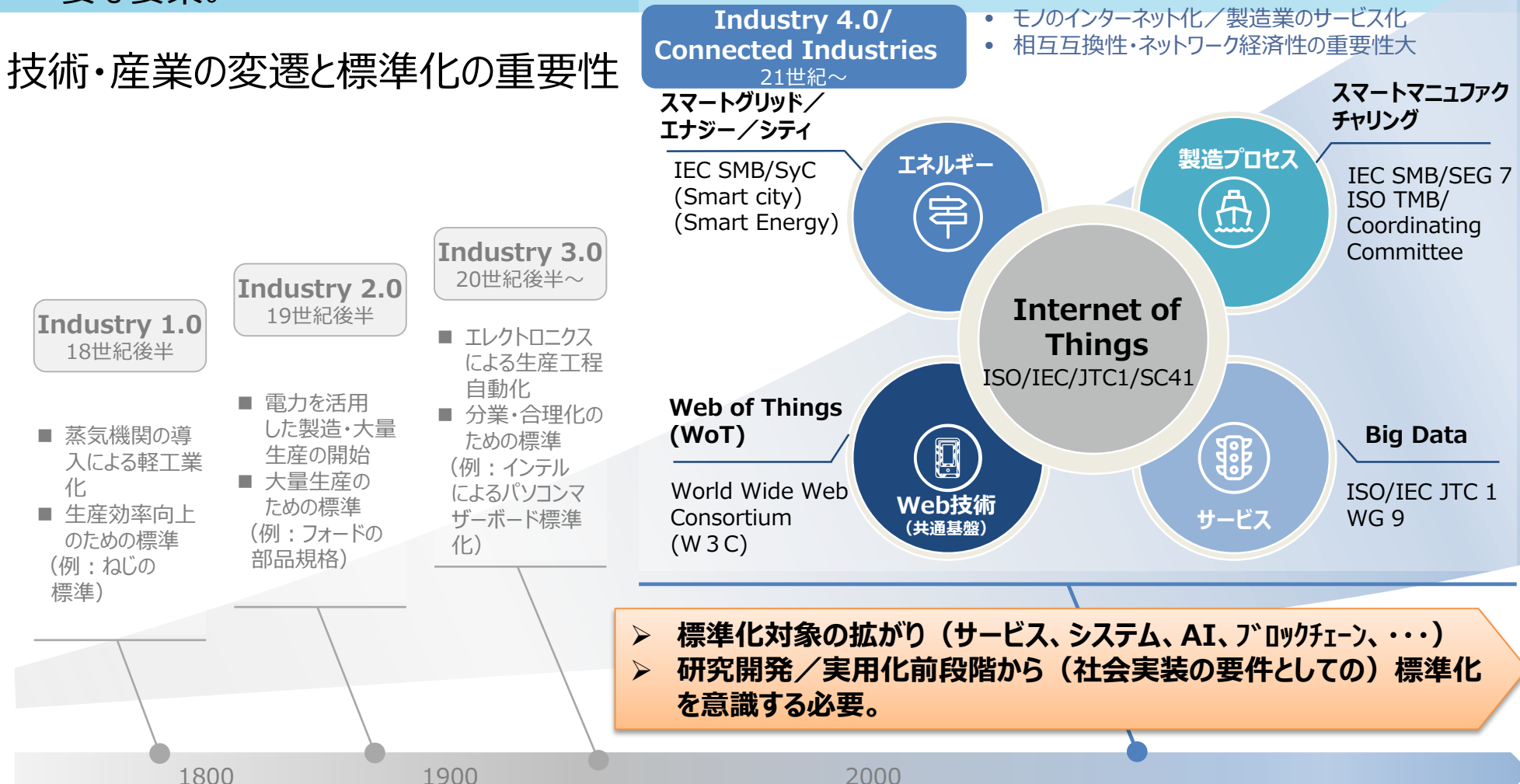
● 標準化の対象、意義は時代とともに変化。

- 戦後の粗悪品排除、60-70年代の環境問題対応、80-90年代のグローバル化・貿易対応（WTO/TBT協定等）を経て、2000年代からは**企業の競争力獲得、新市場創出**にも活用。
- モノ・サービスがつながることで新たな価値を創出する“Connected Industries”実現にも極めて重要な要素。

技術・産業の変遷と標準化の重要性

技術の複雑性・相互互換性のメトリック

小



標準化をめぐる環境変化（企業活動、社会システムの標準化の動き：SDGs関連）

- 事業対象分野（製品、サービス等）に加え、**企業活動自体の評価軸、評価方法などにまで議論が拡大。**
- 自社の事業領域に直接影響がないとして注視、対応を怠れば、欧州等に有利な形で我が国企業の事業活動の制約につながるルールが形成されてしまうおそれ。
- 最近では、SDGs関連の**サステナブルファイナンスやグリーンボンド、サーキュラーエコノミー**などもISOにおいて議論が行われている。

サステナブルファイナンス

- 提案国：英国
- 議論開始：2019年3月 第1回会合@ロンドン
- 議論の対象：責任ある投資など、投資家側の活動に関する事
- 具体的には、（1）“サステナブル”な技術等の分類（タクソノミー）、（2）サステナブルファイナンスに関する原則の策定、（3）産業分野別のアプリケーションなどを扱う見通し。


サーキュラーエコノミー

- 提案国：仏
- 議論開始：年明け（見込）
- 議論の対象：循環型社会移行を促進するための仕組みに関する事（管理システム規格の開発）
- 具体的には、あらゆる組織によって利用される、各種要件を定めた第三者認証向けの規格等を扱う見通し。


標準化をめぐる環境変化（官民挙げた「ルール形成競争」の激化）

- 主要国において、**自社および自国企業に有利な規制や標準の策定**を図る、いわゆるルール形成の動きが活発化。
- 特に欧州は、ルール形成を積極的に推進。


スウェーデン：福祉車両の安全基準

 強みを持つ福祉車両関連用具の技術基準や試験方法を ISO 規格化。さらに、この ISO 規格を EU 指令に紐づけることで製品展開の環境を整備。


ダイキン工業(大阪)：各国省エネ基準

 強みを持つ省エネインバーターエアコンが有利となる省エネ性能評価基準が採用されるよう、現地企業とも協力し、現地政府に対し働きかけ。


大成プラス(東京・中小企業)：自社技術の評価方法の ISO 規格化

 自社の開発した世界最先端の接合技術の評価方法について、大手樹脂メーカーとともに、国内制度（トップスタンダード制度*）も活用し、スपीディーに ISO へ提案・ISO 規格化を実現。
*トップスタンダード制度
国際競争力のある企業の国際標準提案を、国が直接かつ迅速に審査し、国際提案する制度。


ドイツ：タイの自動車税制

 EU・タイ FTA 交渉開始を背景に、ドイツ自動車工業会が CO2 排出量に連動する EU 基準の新しい自動車税制を提案。企業アジェンダと合致した「共通善」を掲げ、制度改正を後押し。


日本：ベトナムの省エネ評価基準

 強みを持つ省エネ性能の評価方法につき、政府と企業が連携しながら、ベトナムでの基準認証制度構築を支援。アジア諸国をも巻き込んだ形で、国際標準を獲得・普及。

ヤクルト(東京)：国際食品規格の獲得

 国際食品規格において、自社の乳酸菌飲料を発酵乳規格の新しいカテゴリーとして定義付け。国際規格に自社に有利な基準を入れ込むことに成功。

デュボン(アメリカ)：フロン規制の国際条約

 強みを持つ自社のフロン代替物質の技術を世界各国に導入するため、NGO と協力しながらフロン規制の導入を積極的に推進。モントリオール議定書でフロン規制が国際条約に。

世界ダイヤモンド会議： 紛争ダイヤモンドを取引対象外に



内戦当事国の外貨獲得手段を奪うために、内戦国から産出するダイヤモンドなどを「紛争ダイヤモンド」と定義し、関係業界はそれらを取引の対象外にすることを求めるもの。

ウォルマート(アメリカ)： バイイングパワーのある民間企業による実質国際標準化 (デファクトスタンダード化)



自社サプライチェーンを通じたサステナビリティ目標を設定し、フードロス削減など環境に優しい製品の調達比率を高めることを宣言。バイイングパワーにより実質的に国際標準化（デファクトスタンダード化）。自社で販売する製品の環境影響要素（CO2 以外にも水や土壌など含む。）の情報を収集・分析し、新たな入札条件を設定。

GLOBAL G.A.P.(EU)： 民間業界規格の統一による公共善の実現



農産物の生産工程管理について、環境に優しい製法、労働に優しい製法等の望ましい農場管理規範を取り入れることにより、食品の安全管理の向上を目指す認証システム。欧州小売業界は、自社の監査コストの低減等を目指し、積極的に導入。


出所：デロイトトーマツコンサルティング「平成25年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（新興国における規制・制度環境整備に関する調査）」を参考に経済産業省作成。

工業標準化法改正の背景（問題意識）

<工業標準化法>

- 鋳工業品の品質の改善、生産・流通・使用又は消費の合理化などのため、日本工業規格（JIS）の制定とJISマーク表示制度の運用のための措置を定めた法律。
- 日本の標準化は、日本工業規格（JIS）の活用により、製造業の生産性向上及び国民生活の改善に貢献。標準化活動は、政府主導による、業界内の合意を前提とした活動との位置づけ。

<標準を取り巻く環境の変化>

- 
- 一方、欧米では、民間取引に必要な認証として標準が活用されてきたが、80年代以降は欧州の市場統合やWTO/TBT協定に伴い、国際市場を獲得する手段として標準を活用。
 - さらに近年では、サービス・マネジメント分野への標準化の対象の拡大に加え、第4次産業革命の進展に伴い業種横断的な標準化が進行。



グローバル市場における我が国企業や産業の競争力強化の観点から、環境変化に対応した制度設計が必要に。

工業標準化法改正の概要 (本年5月可決・成立・公布)

① JISの対象拡大・名称変更

- 標準化の対象にデータ、サービス等を追加し、「日本工業規格(JIS)」を「日本産業規格(JIS)」に、法律名を「産業標準化法」に改める。

② JIS制定の民間主導による迅速化

- 一定の要件を満たす民間機関からのJIS案について、調査会の審議を経ずに制定するスキームを追加する。

③ 罰則の強化

- 認証を受けずにJISマークの表示を行った法人等に対する罰金刑の上限を1億円に引き上げる（現行は自然人と同額の上限100万円）。

④ 国際標準化の促進

- 法目的に国際標準化の促進を追加する。
- 産業標準化及び国際標準化に関する、国、国研・大学、事業者等の努力義務規定を整備する。

2018年5月30日：公布

認定機関制度：

拡大分野のJIS制定：

2018年11月29日：準備行為施行

認定機関の申請と認定

標準化手続き（制定・公示）

2019年7月1日：全面施行

新法に基づく業務開始

新法に基づくJISの制定・公示

罰則強化

経過措置

サービス分野の標準化の例：小口保冷配送サービス

- 小口保冷配送サービスは、世界各国での経済成長や通信販売の拡大により需要が急速に高まっているものの、アジア等新興国では、必ずしも十分な品質のサービスが提供されていない。
- 国際標準（ISO）を獲得することで、国内外の消費者の安全性・利便性の向上のみならず、小口保冷配送サービスに関する市場の健全な市場整備と海外展開の促進が期待される。

【規格の概要】

- ◆ 保冷車両を用いた保冷配送サービスのうち、途中で荷物を積み替える輸送形式のサービスが対象。
- ◆ 車両に搭載されている保冷库などの空間の温度管理を軸とし、配送中の積み替え作業に関する要求事項を規定。

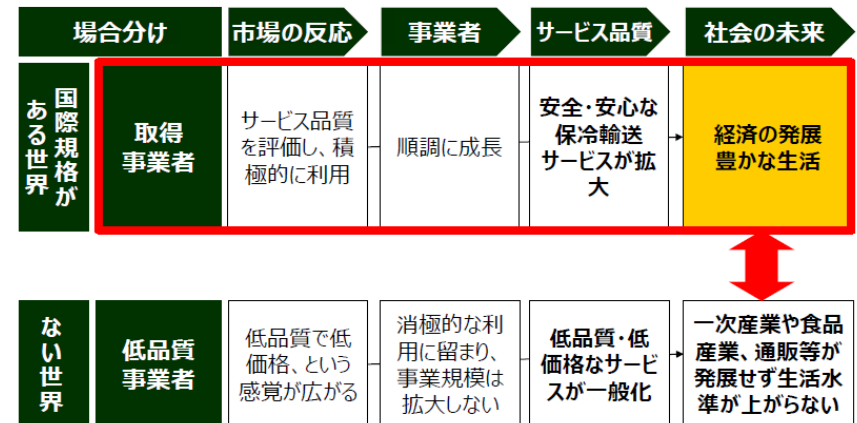
【規定する主な要求事項(案)】

- ・ 保冷配送サービスの概要設計（輸送温度帯、配送標準時間など）
- ・ 輸送ネットワークの整備
- ・ 保冷荷物の取り扱い（添付すべき情報など）
- ・ 事業所、保冷車両、保冷库、冷却剤の条件
- ・ 作業指示書とマニュアル（例：不在時の対応）
- ・ スタッフへのトレーニング
- ・ 保冷配送サービスのチェックと改善 等

- ヤマトホールディングス（株）がBSI（英国規格協会）と連携して英国規格を策定。
- 日本からISOに国際標準化を提案。日本が幹事・議長を務める委員会にて規格策定に向けた議論が進行中。

国際規格の社会的な意義

国際規格が普及することにより、社会に安全・安心な保冷輸送インフラをもたらすことで、経済の発展と豊かな生活を実現する。



出展：ヤマトホールディングス株式会社公表資料より

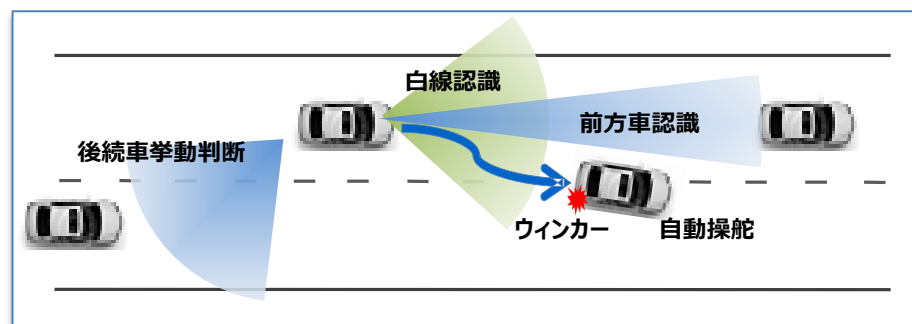
戦略的国際事業標準化加速事業等を通じた規格

- 第4次産業革命の時代を迎え、ルール形成を通じた市場開拓・拡大やイノベーションの成果を社会実装するためには、標準化の戦略的な推進が極めて重要。
- 本事業では、引き続き、国際標準開発（国際標準化に必要なJIS規格を含む）、国際標準化戦略を強化するための体制構築等を支援。

<平成30年度の国際標準開発のテーマ例>

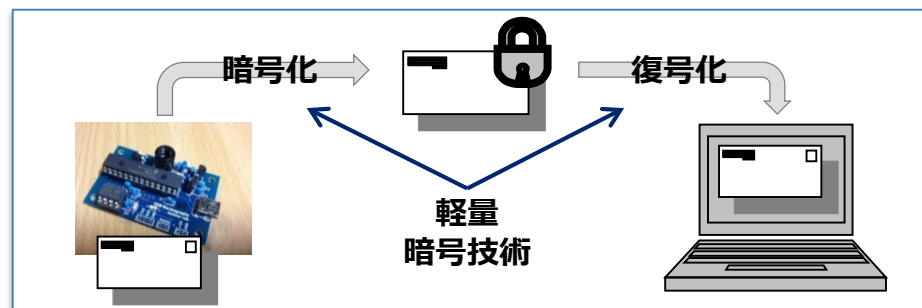
自動走行システム

高速道路走行時、システムからの提案に対するドライバー承認、もしくはドライバー指示にて、単一の車線変更動作を自動化するシステムの機能要件、動作要件やその試験法を標準化。



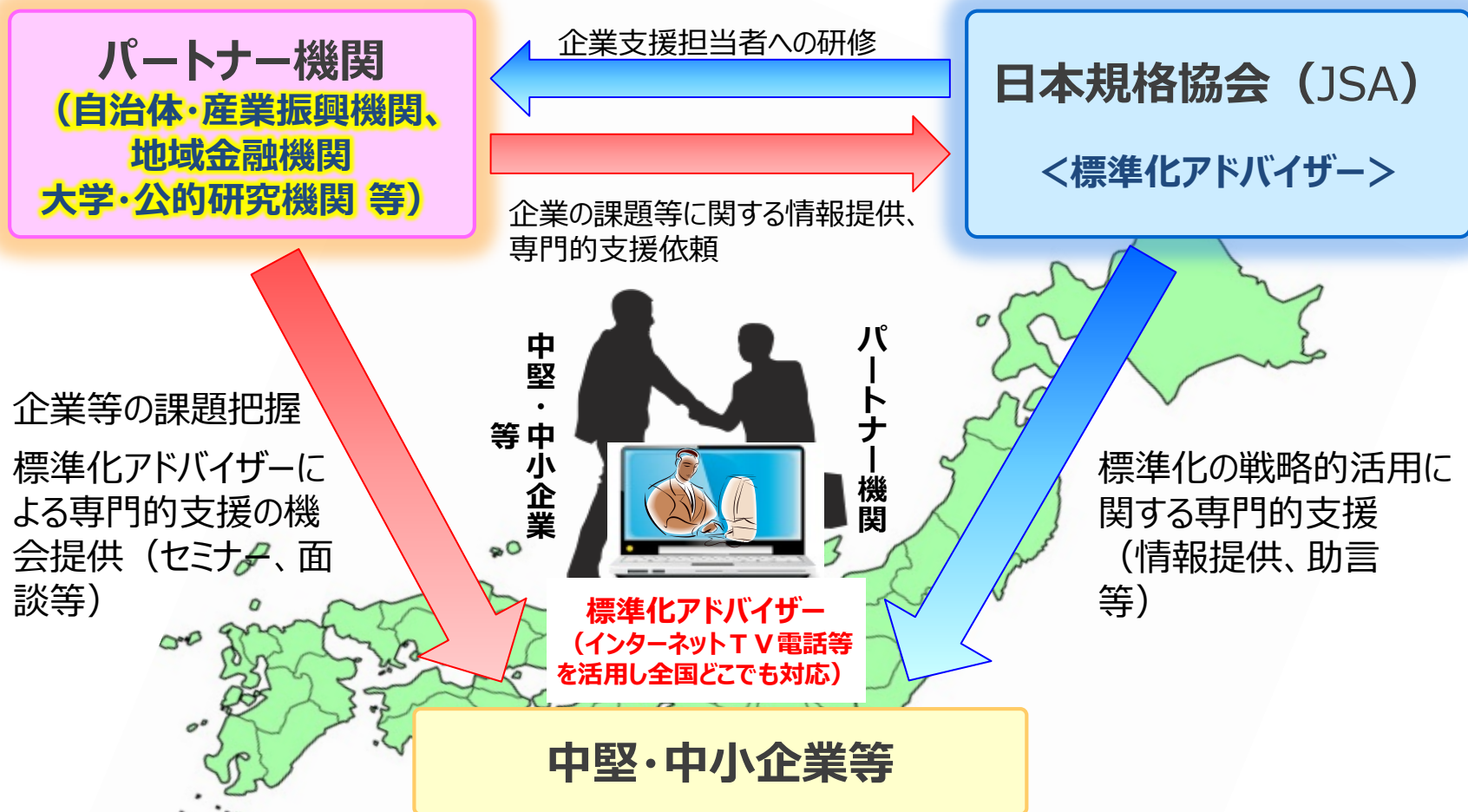
IoT環境におけるセキュリティ

IoT環境において極めて重要な役割を果たす、通信データに改ざん等がないことを確認する機能について、日本で開発された、PCやスマートフォン等にも実装可能な軽量暗号技術を標準化。



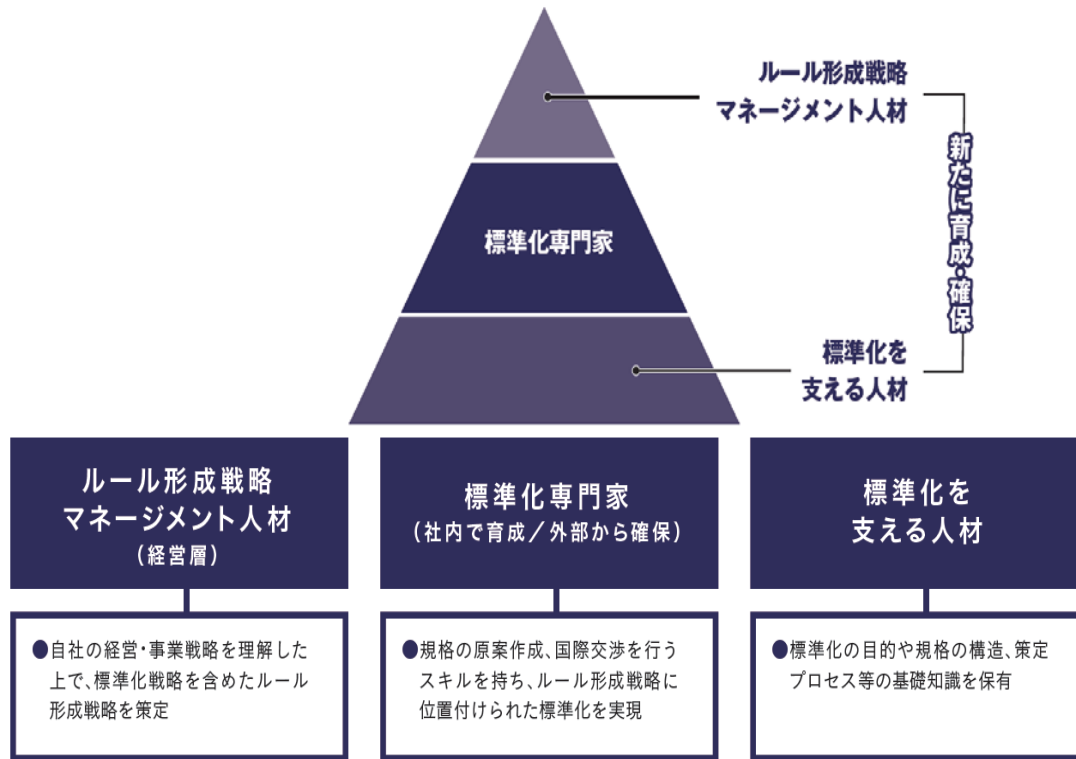
標準化の戦略的活用支援（パートナーシップ制度）

- 標準化の戦略的活用について、経産省と日本規格協会（JSA）が自治体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関等と連携。
- JSAの「標準化アドバイザー」を中心に、「標準化活用支援パートナーシップ制度」を平成27年11月から開始。現在、153機関が登録。
- 連携の優良事例などの紹介を通じ、本制度の活性化を模索中。



標準化人材育成の取り組み

- 2017年1月に策定した「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」に従い、標準化専門家だけでなく、ルール形成戦略を担う経営層や標準化を支える人材について、活動を実施中。



【具体的な活動内容】

①標準化に関する全社的な戦略の推進を担う最高標準化責任者CSO (Chief Standardization Officer)の設置等による企業内体制の強化。約40社を対象に、ルール形成や標準化活動に関する意見交換を実施中。

②国際標準化交渉をリードできる人材（ヤング・プロフェッショナル）を育成するプログラムを実施。東京地区だけでなく、大阪地区の開催を予定。修了生は、計261名。
(平成30年11月末時点)



③標準化講義の企画支援や経産省職員の講師としての派遣、教職員用のモデルカリキュラムや教材の作成等により、大学等における標準化人材の育成を支援。平成30年度は、経産省職員による標準化講義への講師派遣を8件実施。
(平成30年11月末時点)



(参考)

国際市場における標準化の位置づけの変化

- 第4次産業革命など新しい分野では、研究開発・知財、標準化、規制、認証の相互作用の重要性を踏まえた方策をたてることが不可欠となっている。

従来： 段階的に推移

研究開発・知財

標準化

規制引用・認証

現在： 同時に進行

研究開発の上で並行的に標準化を考慮する必要性が増大（例：IoT関連）

規制と足並みをそろえた標準化の重要性が増大（例：自動走行）

認証ビジネスの視点から標準化への関与が増大

研究開発・知財

標準化

規制引用

認証

文書化された「規格」

規制の技術「基準」

フォーラム
(IEEE等)

公的でないが開かれた
手続きで策定

ISO/IEC

公的機関で策定
(各国1票)

JIS

法に基づき
大臣が制定

規格が規制に引用されている事例

- 電気用品安全法の技術基準
- 建築基準法における建築材料の品質基準、試験方法 等

ルール形成への関与が企業経営に影響を与えた事例

事例 1 : PDF

- アドビシステムズ(米)は、PDFのデファクトスタンダードとしての拡大に伴い、2008年にISO 32000-1(文書管理—PDF)を策定。
- 読み取りソフトウェア(Adobe Reader)の無償配布や、PDF作成ソフトの特許や仕様に関する著作権を無償解放する一方、仕様の独自拡張の特許や著作権で制限し、他社の独自機能・性能を持つ製品を抑制。
- PDF仕様を拡張すると同時に、拡張に対応した新製品を自社だけが市場投入できるスキームを構築し、製品の市場を独占。

事例 2 : 電気脱水機

- IEC/TC61において、イギリスより電気脱水機の安全性についての国際規格(IEC規格)の改正提案がなされ、1993年に国際規格が改定。主に日本メーカーが製造していた二槽式洗濯機の脱水槽における二重ぶた構造が国際規格から外れた。
- これにより、IEC規格を自国の技術基準に採用したアジア諸国に対して輸出を行おうとした場合、脱水槽の二重ぶた構造の安全性を認めてもらうため個別に交渉が必要に。
- 2008年によりやうく安全性が認められ、二槽式洗濯機の二重ぶた構造が国際規格に採用。

戦略的国際標準化加速事業

平成31年度当初予算案額 **22.3億円（23.4億円）**

事業の内容

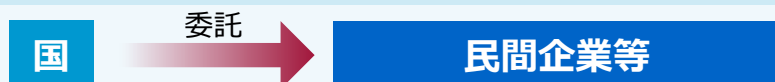
事業目的・概要

- 第4次産業革命の時代を迎え、ルール形成を通じた市場開拓・拡大やイノベーションの成果を社会実装するために、標準化の戦略的な推進が極めて重要になっています。
- このため本事業では、モノやサービスをつなぐための異業種間連携等が必要な分野や、先端技術に関するルールの整備に必要となる分野等について、アジア諸国等との共同研究や関連技術情報・実証データの収集、国際標準原案の開発・提案などの事業を実施します。国際標準化に必要な場合は、日本工業規格（JIS）の開発を併せて実施します。
- また、国際標準を活用して市場優位性を確保できる体制の構築を目指して、国際標準化戦略に係る調査研究、標準化の戦略的活用に係る啓発・情報提供、次世代標準化人材（国際標準化機関の国際幹事・議長候補等）の育成等を行います。
- 加えて、平成31年度からのJIS法改正、計量制度見直しを適切に執行するための情報提供、調査研究等を実施します。

成果目標

- 平成24年度から平成34年度までの11年間の事業であり、本事業を通じて国際標準を国際標準化機関に提案し、(3年程度を要する国際標準化機関での審議を経て)平成37年度までに累計800件の国際標準の発行を目指します。(平成29年度までに391件を発行済)

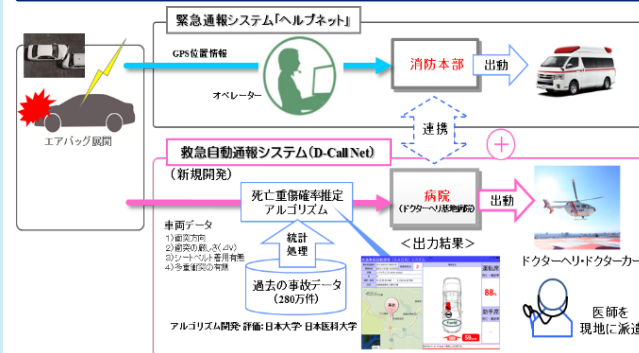
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

国際標準開発(テーマ例)

自動車交通事故発生時における死亡重傷確率推定アルゴリズム



自動車交通事故発生時に車載センサーデータを自動的にサーバへ送信し過去の事故データと照会することで、死亡重傷確率を推定することができるアルゴリズムについて国際標準化

我が国の国際標準化戦略を強化するための体制構築

- 国際標準化戦略に係る調査研究
 - 海外の規制やフォーラムを含む標準化動向等についての情報収集・分析 等
- 国際標準化機関等対策活動
 - 国際標準化機関における政策・マネジメントに係る議論や他国提案への対応、海外標準化機関との標準化協力、日本での国際会議開催 等
- 標準化の戦略的活用に係る啓発・情報提供(セミナー、個別相談、表彰)
- 次世代標準化人材育成
 - 国際会議でのOJTによるスキル・ノウハウの習得 等

JIS法改正・計量制度見直しへの対応

- 平成31年度施行予定のJIS法改正（JIS・JISマーク表示制度の対象拡大等）、計量制度見直し（検定品目の追加等）について、周知・相談対応、適正執行に必要な指針・基準に係る調査研究等を実施

省エネルギー等に関する国際標準の獲得・普及促進事業委託費

平成31年度当初予算案額 **26.3億円（27.0億円）**

事業の内容

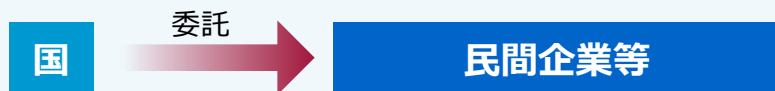
事業目的・概要

- 第4次産業革命の時代を迎え、ルール形成を通じた市場開拓・拡大やイノベーションの成果を社会実装するために、標準化の戦略的な推進が極めて重要になっています。
- このため本事業では、我が国が強みを有する省エネルギー等に関する製品・システム等について、アジア諸国等との共同研究や関連技術情報・実証データの収集、国際標準原案の開発・提案、国際標準の普及を見据えた試験・認証基盤の構築などの事業を実施します。
- また、国際標準を活用して市場優位性を確保できる体制の構築を目指して、国際標準化戦略に係る調査研究、標準化の戦略的活用に係る啓発・情報提供、次世代標準化人材（国際標準化機関の国際幹事・議長候補等）の育成等を行います。

成果目標

- 平成26年度から平成34年度までの9年間の事業であり、本事業を通じて国際標準を国際標準化機関に提案し、(3年程度を要する国際標準化機関での審議を経て)平成37年度までに累計350件の国際標準の発行を目指します。(平成29年度までに95件を発行済)

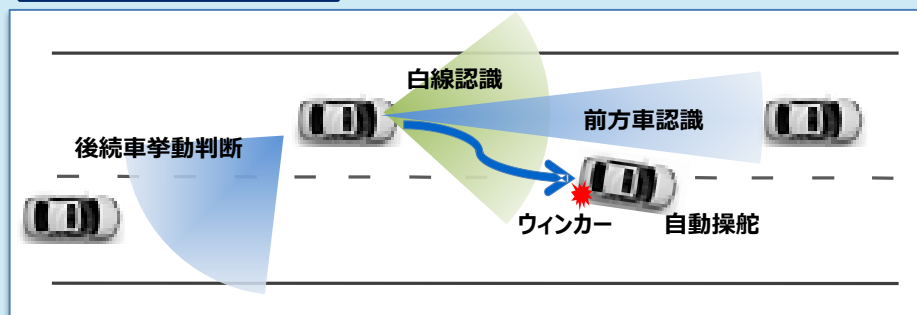
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

省エネルギー等に関する国際標準開発(テーマ例)

自動走行システム



高速道路走行時、システムからの提案に対するドライバ承認、もしくはドライバ指示にて、単一の車線変更動作を自動化するシステムの機能要件、動作要件やその試験法を標準化

我が国の国際標準化戦略を強化するための体制

- 国際標準化戦略に係る調査研究
 - 海外の規制やフォーラムを含む標準化動向等についての情報収集・分析 等
- 国際標準化機関等対策活動
 - 国際標準化機関における政策・マネジメントに係る議論や他国提案への対応、海外標準化機関との標準化協力、日本での国際会議開催 等
- 標準化の戦略的活用に係る啓発・情報提供(セミナー、個別相談)
- 次世代標準化人材育成
 - 国際会議でのOJTによるスキル・ノウハウの習得 等

標準化活用支援パートナーシップ制度 ～パートナー機関一覧～

所在地	機関名	所在地	機関名	所在地	機関名	所在地	機関名	所在地	機関名
北海道	公益財団法人 釧路根室圏産業技術振興センター 株式会社 北洋銀行	東京都	朝日信用金庫 一般社団法人 ASEF 国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構 経営標準化機構株式会社 一般社団法人 研究産業・産業技術振興協会 学校法人 芝浦工業大学 一般社団法人 首都圏産業活性化協会 公立大学法人 首都大学東京 産業技術大学院大学	長野県	長野県工業技術総合センター 長野信用金庫	大阪府	株式会社 池田泉州銀行 一般財団法人 大阪科学技術センター ATAC 大阪府 商工労働部 中小企業支援室 ものづくり支援課 地方独立行政法人 大阪府立産業技術総合研究所 公益財団法人 堺市産業振興センター 東大阪商工会議所	徳島県	徳島県立工業技術センター 公益財団法人 とくしま産業振興機構
青森県	地方独立行政法人 青森県産業技術センター		株式会社 商工組合中央金庫 城南信用金庫 城北信用金庫 西武信用金庫 一般財団法人 電気安全環境研究所 国立大学法人 東京海洋大学 地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター 東京東信用金庫 一般財団法人 日本品質保証機構 日本弁理士会 独立行政法人 日本貿易振興機構 株式会社 東日本銀行 株式会社きらびし銀行	岐阜県	株式会社 大垣共立銀行 公益財団法人 岐阜県産業経済振興センター 岐阜信用金庫 株式会社 十六銀行 高山信用金庫 東濃信用金庫	兵庫県	公益財団法人 新産業創造研究機構 兵庫県立工業技術センター	香川県	公益財団法人 かがわ産業支援財団 香川県産業技術センター 一般財団法人 四国産業・技術振興センター
岩手県	地方独立行政法人 岩手県工業技術センター		株式会社 足利銀行 国立大学法人 宇都宮大学 栃木県産業技術センター 公益財団法人 栃木県産業振興センター	静岡県	磐田信用金庫 株式会社 静岡銀行 静岡県工業技術研究所 公益財団法人 静岡県産業振興財団 静岡信用金庫 国立大学法人 静岡大学 公益財団法人 浜松地域イノベーション推進機構	奈良県	株式会社 南都銀行	愛媛県	株式会社 伊予銀行 公益財団法人 えひめ産業振興財団 愛媛県産業技術研究所 愛媛信用金庫
宮城県	株式会社 仙台銀行 国立大学法人 東北大学 宮城県産業技術総合センター		株式会社 常陽銀行 国立研究開発法人 物質・材料研究機構	静岡県	静岡信用金庫	和歌山県	株式会社 紀陽銀行 和歌山県工業技術センター 和歌山県 商工観光労働部 企業政策局 産業技術政策課	高知県	公益財団法人 高知県産業振興センター
秋田県	秋田県産業技術センター	神奈川県	地方独立行政法人 神奈川県立産業技術総合研究所 公益財団法人 川崎市産業振興財団 株式会社 横浜銀行 国立大学法人 横浜国立大学	愛知県	あいち産業科学技術総合センター いちい信用金庫 瀬崎信用金庫 瀬戸信用金庫 知多信用金庫 中日信用金庫 国立大学法人 豊橋技術科学大学 豊橋信用金庫 株式会社 名古屋銀行 名古屋工業研究所 半田信用金庫 尾西信用金庫	鳥取県	地方独立行政法人 鳥取県産業技術センター	福岡県	大川信用金庫 福岡県工業技術センター 公益財団法人 福岡県産業・科学技術振興財団
山形県	株式会社 荘内銀行 山形県工業技術センター	新潟県	株式会社 大光銀行 株式会社 第四銀行 新潟県工業技術総合研究所	三重県	株式会社 第三銀行 株式会社 百五銀行 株式会社 三重銀行 公益財団法人 三重県産業支援センター 国立大学法人 三重大学	島根県	株式会社 山陰合同銀行	佐賀県	佐賀県工業技術センター 公益財団法人 佐賀県地域産業支援センター
福島県	株式会社 東邦銀行 福島県ハイテクプラザ	富山県	富山県産業技術研究開発センター		滋賀県	一般社団法人 滋賀県発明協会 公立大学法人 滋賀県立大学	長崎県	長崎県工業技術センター 公益財団法人 長崎県産業振興財団	
茨城県	茨城県産業技術イノベーションセンター 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 株式会社 常陽銀行 国立研究開発法人 物質・材料研究機構	石川県	石川県工業試験場	京都府	京都信用金庫 京都中央信用金庫	岡山県	一般社団法人 岡山県発明協会 国立学校法人 岡山大学 株式会社 中国銀行	熊本県	公益財団法人 くまもと産業支援財団
栃木県	株式会社 足利銀行 国立大学法人 宇都宮大学 栃木県産業技術センター 公益財団法人 栃木県産業振興センター	福井県	福井県工業技術センター 国立大学法人 福井大学	山口県	地方独立行政法人 山口県産業技術センター 国立大学法人 山口大学	広島県	一般社団法人 広島県発明協会 公益財団法人 ひろしま産業振興機構 広島県立総合技術研究所 国立大学法人 広島大学 株式会社 もみじ銀行	大分県	大分県産業科学技術センター
群馬県	株式会社 群馬銀行 群馬県立群馬産業技術センター 一般財団法人 地域産学官連携ものづくり研究機構	山梨県	山梨県産業技術センター			鹿児島県	鹿児島県工業技術センター	宮崎県	宮崎県機械技術センター 宮崎県工業技術センター
埼玉県	青木信用金庫 川口信用金庫 埼玉県産業技術総合センター 公益財団法人 埼玉県産業振興公社 埼玉縣信用金庫 公益財団法人 さいたま市産業創造財団 国立大学法人 埼玉大学 株式会社 埼玉りそな銀行 公益社団法人 日本技術士会 埼玉県支部 飯能信用金庫 株式会社 武蔵野銀行					沖縄県	沖縄県工業技術センター	鹿児島県	鹿児島県工業技術センター
千葉県	千葉県産業支援技術研究所 株式会社 千葉興業銀行								

全国153機関 ※平成30年7月10日時点
 <内訳> 自治体・産業振興機関：31機関
 地域金融機関：58機関
 大学・公的研究機関：57機関
 その他公的機関等：7機関